

作成日 2023年5月8日（第1版）
改訂日 2024年4月1日（第2版）

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名 カテコールアミン測定用MP-2（レゾナック）
製品コード 142158
会社名 富士レビオ株式会社
住所 東京都港区赤坂1-8-1
担当部署 お客様コールセンター
電話番号 0120-292-832
緊急連絡電話番号 0120-292-832
推奨用途と使用上の制限 液体クロマトグラフィー用溶離液

2. 危険有害性の要約

成分（危険有害物質）：アセトニトリル

GHS分類

物理化学的危険性： 引火性液体 区分2
健康に対する有害性： 特定標的臓器毒性（単回ばく露）
区分2（中枢神経系、呼吸器）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
区分2（血液系、中枢神経系、呼吸器、
肝臓、腎臓）

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険
危険有害性情報： 引火性の高い液体および蒸気
中枢神経系、呼吸器の障害のおそれ
長期にわたる、または反復ばく露による血液系、中枢神経系、
呼吸器、肝臓、腎臓の障害のおそれ

注意書き：

【安全対策】熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地しアースを取ること。
防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/機器を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する措置を講ずること。
粉じん/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水（またはシャワー）で洗うこと。

ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の手当を受けること。

気分が悪い時は、医師の手当等を受けること。

火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。

【保存】換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。

【廃棄】内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名：液体クロマトグラフィー用溶離液

成分及び含有量

成分（危険有害物質）：アセトニトリル

化学特性（化学式等）： C_2H_3N

分子量：41.05

CAS RN：75-05-8

濃度又は濃度範囲：8.3% (v/v)

官報公示整理番号（化審法）：(2)-1508

4. 応急措置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。

皮膚に付着した場合：汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。皮膚を多量の水で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診察/手当を受けること。

眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診察/手当を受けること。

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。気分が悪い時は医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤：粉末消火薬剤、泡消火薬剤。
周辺の条件に適した消火剤を用いる。

使ってはならない消火剤：情報なし

火災時の特有危険有害性：火災時に刺激性、腐食性、毒性のガスを発生する恐れがある。

特有の消火方法：火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。
危険でなければ火災区域から容器を移動させる。

消火を行う者の保護：消火作業の際は、適切な保護具を着用し、煙等を吸い込まないように、風上から作業する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や粉じんやヒュームの吸入を避ける。関

係者以外は近づかない。

環境に対する注意事項：

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

換気する。

すべての発火源を取り除く。

適切な保護手袋と保護眼鏡を付けて処理する。漏えい物をペーパータオル等で拭き取って、適切な廃棄物処理容器に入れる。許可を受けた廃棄物処理業者に依頼して処分する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策： 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の保護具を着用する。

局所排気・全体換気： 十分な換気ができる場所で取扱う。

安全取扱い注意事項： 取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

眼、皮膚、衣類に付けないこと。

適切な衛生対策： この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件： 密封し換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

耐火設備で保管する。

技術的対策： 特になし。

混触禁止物質： 酸、塩基、強酸化剤。

安全な容器包装材料： 消防法および国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： 取扱い場所の近くに洗眼器と手洗い設備を設置する。

高温下やミストが発生する場合は換気装置を使用する。

含有している成分（アセトニトリル）で以下の情報が報告されている。

管理濃度

アセトニトリル： 設定されていない。

許容濃度

アセトニトリル

日本産業衛生学会（2017年度版）： 設定されていない。

ACGIH（2017年度版）： TLV-TWA: 20ppm、34mg/m³ (Skin)

保護具

呼吸器の保護具： 防じんマスク、簡易防じんマスク。

手の保護具： 適切な保護手袋を着用すること。

眼および/または顔面の保護具： 適切な保護具を着用すること。

皮膚および身体の保護具： 適切な保護服を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

	カテコールアミン測定用MP-2 (レゾナック)
物理状態	液体
色	情報なし
臭い	特になし
pH	5.9~6.0
融点/凝固点	データなし
沸点又は、初留点及び沸騰範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限及び爆発上限界/可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール/水分係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度および/または相対密度	データなし
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

10. 安定性及び反応性

安定性： 通常の使用であれば安定と考えられる。

危険有害反応可能性： 加熱または燃焼および高温面と接触すると、塩化水素や窒素酸化物を含む有毒なヒュームを生じる。強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。酸や塩基と反応し、有毒で引火性のシアン化水素を生じる。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を浸す。

避けるべき条件： 加熱、強酸化剤との接触

混触危険物質： 酸、塩基、強酸化剤。

危険有害な分解生成物： 火災時に刺激性あるいは有毒なヒュームやガスを放出する

11. 有害性情報

(成分(危険有害物質): アセトニトリル)

急性毒性(経皮): 区分3であるアセトニトリルの含有濃度が8.3%であるため区分に該当しない。

皮膚腐食性/刺激性: アセトニトリルの含有濃度が8.3%であるため区分に該当しない。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分2であるアセトニトリルの含有濃度が8.3%で

- あるため区分に該当しない。
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性：データがなく分類できない。
- 生殖細胞変異原性： 情報がなく分類できない。
- 発がん性： 情報がなく分類できない。
- 生殖毒性： データがなく分類できない。
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分1であるアセトニトリルの含有濃度が8.3%であるため区分2とした。
中枢神経系、呼吸器の障害のおそれ（区分2）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分2であるアセトニトリルの含有濃度が8.3%であるため区分2とした。
長期にわたる、または反復ばく露による臓器（血液系、中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）の障害のおそれ（区分2）
- 誤えん有害性： データがなく分類できない。

1 2. 環境影響情報

(成分（危険有害物質）：アセトニトリル)

生態毒性

水生環境有害性、短期（急性）：区分に該当しない。

水生環境有害性、長期（慢性）：区分に該当しない。

残留性・分解性： 情報なし

生物蓄積性： 情報なし

土壌中への移動性： 情報なし

オゾン層への有害性： 情報がなく分類できない。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物： 容器に入ったまま回収すること。アセトニトリルは特別管理産業廃棄物に該当する。特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託する。

汚染容器及び包装： 使用した汚染容器や残余の試薬を廃棄して水で十分洗浄した容器は、廃棄物に関する規定に従って処理する。

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

輸送に際しては直射日光を避け、容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下および損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法： 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（法第57条・第57条の2、施行令第18条・第18条の2）政令番号別表第9の15号（アセトニトリル）

本品は労働安全衛生法表示・通知対象物質である。
労働安全衛生規則第594条の2、皮膚等障害化学物質等に該当する（アセトニトリル）。

毒物及び劇物取締法： 劇物（指定令第2条）（アセトニトリル）

本品での含有率は40%以下であるため指定外である。
化学物質排出把握管理促進法：該当なし

16. その他の情報

主な引用文献

職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

記載内容については、現時点で入手できる資料等に基づいて作成したのですが、すべてを網羅しておりませんので、取扱いの際には十分注意してください。